

安全・安心な地域社会の実現を目指した消費者行政の強化

平成23年10月

消費者庁

総額：806百万円

関連項目：iv.安心・安全社会の実現

現在の日本は、食品と放射能の問題をはじめ、**消費者不安が引き金となって低迷するかどうかの瀬戸際**。これを回避し、日本再生を図るためには、**消費者目線に立って消費者の信頼を取り戻していくことが**、政府全体としての喫緊の課題。

① **食の安全・安心のための地域消費者活動支援交付金** 【705百万円】

原発事故による食品と放射能の問題をきっかけに、食の安全・安心の確保に対する消費者の関心が高まっている。これを踏まえ、消費者への啓発・教育や活動の核となる人材の育成など、地域における食の安全・安心に関する取組を支援する。併せて、地域の子育て、環境、福祉、産業等の多様な主体による消費者問題への取組を支援するため、新たな交付金を創設する。

消費者の不安解消 → 個人消費の回復 → 日本経済の再生

② **消費者被害救済制度の導入** 【約52百万円（うち「重点化措置」約34百万円）】

多数消費者被害に係る救済制度の導入は、消費者庁設置の際の設置法附則に基づく検討事項となっている等、政府における喫緊の課題である。このため、適格消費者団体を制度の担い手とする新たな訴訟制度の構築のための法案を次期通常国会に提出予定であり、法成立後、制度が十分に周知され実効的に活用されるよう、全国各地でシンポジウムを開催するとともに、消費者からの問合せ対応窓口を設置する等、制度の周知啓発活動を集中的に行う。

多数被害者の「泣き寝入り」根絶のために

③ **消費者白書(仮称)・包括的消費者意識調査** 【約66百万円】

消費者を取り巻く社会経済情勢が変化する中で、適切かつ効果的な消費者行政の展開を図るためには、消費者の満足度や政策ニーズを的確に把握する必要がある。このため、包括的な消費者意識調査を実施するとともに、消費者問題の現状や課題、政府の取組等の全体像を分かりやすくまとめた年次報告書（「消費者白書(仮称)」）を作成し、消費者行政に関する对外発信を強化する。

消費者行政の「次」に向けた重要な布石：政策立案・発信力強化

上記の消費者行政を通じた安全・安心な市場の形成 → 日本再生へ

食の安全・安心のための地域消費者活動支援交付金

705百万円
(新規、「重点化」枠)

《趣旨》◇食品と放射能の問題をきっかけとする食の安全性への消費者の不安 → 消費活動の低迷

「国産の商品を買う」人の割合 [3月] 80.6%→[8月] 71.5% (9.1ポイント低下) ※1

「原発事故の影響があると思う地域の生産物を買わない」人の割合 37.0% ※2

◇自治体による食の安全・安心の確保に向けた取組や、地域の子育て、環境、福祉、産業等の多様な主体による消費者問題に関する活動を支援

自治体からの申請を受け、都道府県500万円、市町村(特別区等を含む)100万円
(支援計画の実施に要する額の1/2以内)を、予算の範囲内で交付

「食の安全・安心のための地域消費者活動支援計画」のイメージ

食の安全・安心に関する事業：自治体を実施する食の安全・安心の確保に向けた取組

- ・活動の核となる人材の確保・育成 ～専門家の育成・活動支援
- ・消費者への情報提供・消費者教育 ～勉強会や意見交換会の開催、学習資料の作成

多様な主体による活動支援事業：地域の多様な主体による消費者問題に関する活動を自治体が支援

- ・自治会、商店会や学校等と連携した市民参加型の講座の開催
- ・医師会やPTAと連携した子どもの見守り事業 等

オリジナル事業：上記の2つの事業以外で、自治体が独自に取り組む消費者活動支援事業

安心・安全社会の実現

地域活性化

《事業の効果》

○ 食の安全性への消費者の不安解消 ⇨ 低迷する個人消費(GDPの6割)の回復

⇨ 「Japanブランド」への信頼回復

○ 子育て・環境・福祉・産業等の多様な主体による活動を活性化

⇨ 地域全体の消費者問題への対応力向上 ⇨ 地域における雇用の促進

日本経済再生

※1「農産物の放射性物質汚染に対する消費者評価」筑波大学大学院 氏家清和、調査対象：東京・千葉・埼玉・神奈川の20-69歳既婚女性 <http://www.u.tsukuba.ac.jp/~ujiie.kiyokazu.gf/files/20110923FS.pdf>

※2「平成23年度第1回消費者動向調査」日本政策金融公庫農林水産事業、調査対象：7月上旬、全国20-79歳男女 http://www.jfc.go.jp/common/pdf/topics_110905_2.pdf

消費者被害救済制度の導入について（新規）

平成24年度概算要求額 52百万円（うち「日本再生重点化措置」34百万円）

多数消費者被害に係る新たな訴訟制度の創設（平成24年通常国会法案提出予定）

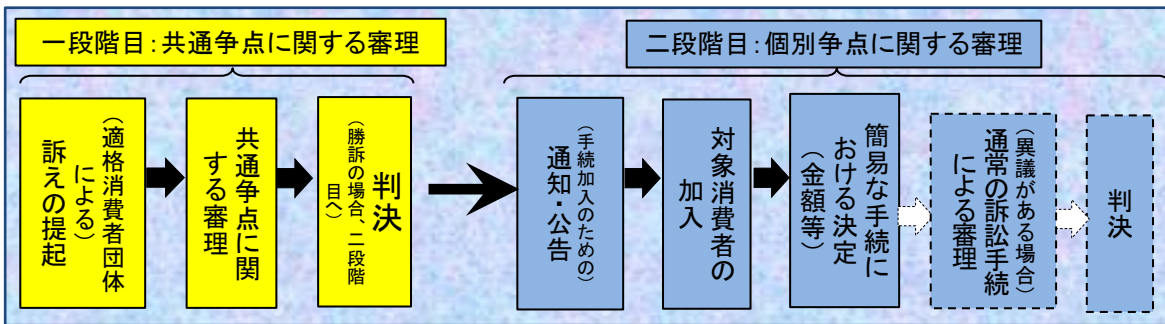
簡易な手続で被害回復を図る、消費者にとって利便性の高い二段階型の訴訟制度

一段階目：消費者に代わって、適格消費者団体が訴える

⇒同種の被害を受けた消費者に共通する争点を争う

二段階目：一段階目の勝訴の後、二段階目から被害を受けた消費者が参加する

⇒簡易な手続で金額確定



行政手法の導入

財産事案に関して、被害の発生・拡大及び加害者の財産の隠匿・散逸を防止するための制度を検討

<消費者被害の特徴>

◆少額同種の被害が多発（2009年度で約90万件）

◆消費者は泣き寝入り（費用・労力がかかる）

◆加害者は財産隠し（被害回復が一層困難）

「新たな訴訟制度」と手続を担う適格消費者団体を消費者に知ってもらう必要あり

（参考）消費者庁及び消費者委員会設置法 附則第6項

政府は、消費者庁関連三法の施行後三年以内を目途として、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をばく奪し、被害者を救済するための制度について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

「日本再生重点化措置」枠に係る事業 [34百万円]

シンポジウム [14百万円]

各地で消費者問題に対応している団体の協力を得て、直接消費者に新制度や適格消費者団体について説明理解を求めるシンポジウムの開催（全国10箇所）

相談窓口 [20百万円]

各消費者が受けた被害が新制度によって救済されるのか（制度の対象になるのか）に対して丁寧な回答（相談窓口（全国6箇所））

※ 他に要求枠に係る事業 [18百万円]：消費者庁が行う制度説明会、広報資料作成、研究会等

制度の導入・浸透により、消費者被害の回復へ

消費者利益の擁護
安心・安全社会を実現

消費者白書(仮称)・包括的消費者意識調査

平成24年度概算要求 66百万円
(「日本再生重点化措置」枠)

背景・課題

- 現在の消費者庁の政策立案は、いわば消費者庁設置時(2年前)からの「宿題」に込えているもの。
- 消費者庁が埋もれている重要な政策課題を抽出し、消費者行政が更なる発展を成し遂げるためには、消費者問題の実態、消費者意識や政策ニーズを捉える「アンテナ機能」が不可欠。

○しかしながら、現在の消費者庁には、消費者意識や政策ニーズを直接把握するための手段がない。

事業概要

消費者意識調査の実施

(1)包括的消費者意識調査 42.3百万円

- ・概要：ある程度大きなサンプルを対象に、消費生活や消費者政策に関する一般消費者の満足度、ニーズなどについて毎年継続的に調査を実施。年齢や性別など属性別に、経年変化も含めて包括的に調査。適切かつ効果的な消費者政策の基礎とする。

- ・モニター数=10,000人(全国400地点)、年1回(毎年調査)

(2)テーマ別意識調査 8.6百万円

- ・概要：日々の消費者事故情報の分析等を通じて得られた個別テーマについて、機動的に調査することで、迅速な政策対応に活かす。

- ・モニター数=2,000人(電子モニター、郵送モニター各1000人)年4回調査

消費者白書(仮称)の作成

・概要：

消費者意識調査の結果をもとに、日常の消費生活における消費者の満足度や消費者政策に対するニーズを詳細に分析。政府の政策対応とあわせて、消費者問題に関する現状・課題等を分かりやすく取りまとめる。

消費者問題に対する
消費者の理解促進

効果

＜消費者行政の「次」に向けた重要な布石＞
消費者ニーズを的確に捉えた政策立案力の強化、発信力の強化

消費者主役の社会の実現